

高等学校等就学支援金等

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

5,817億円
5,824億円)

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 5,794億円
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 24億円



文部科学省

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

- 高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、教育の機会均等を図り、もって、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

事業内容（事業実施期間：平成22年度～、【新制度】令和8年度～）

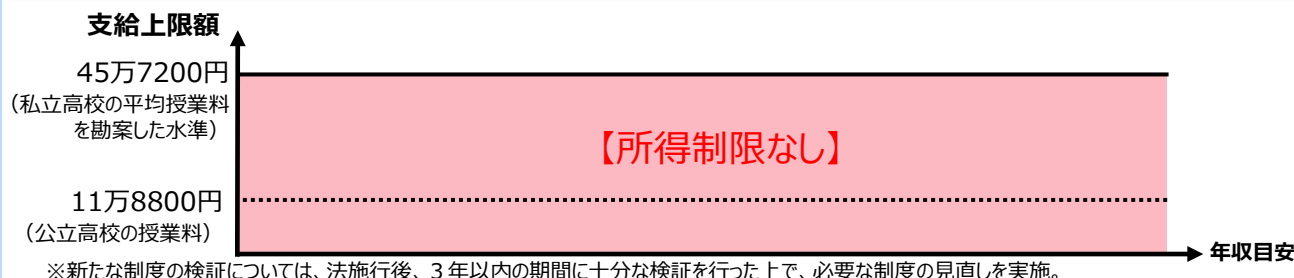
- ◆ 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チームによる三党合意（令和7年10月29日、令和7年12月18日）に基づき、我が国社会を担う人材育成のため、高校生等の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度の拡充を図り、年収に関わらず、高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10/10国負担から1/4の都道府県負担を導入。（設置者が代理受領）

【新制度】所得制限：なし

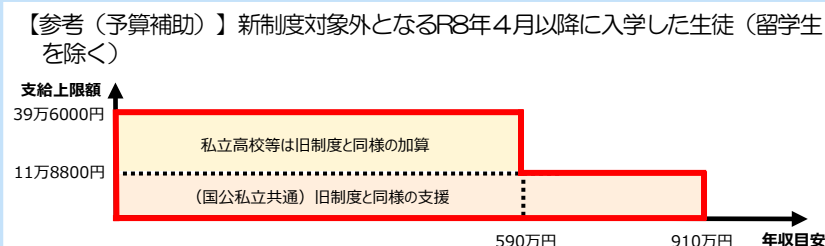
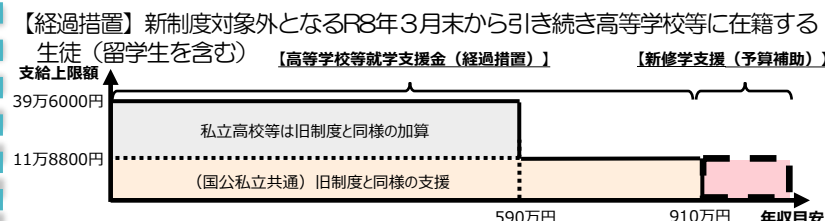
支給上限額：11万8800円（公立）、45万7200円（私立）

※ 国立高校等についても、実質無償。

※ 私立高校等の通信制課程に通う生徒の支給上限額は33万7200円。



※ 新たな制度の検証については、法施行後、3年以内の期間に十分な検証を行った上で、必要な制度の見直しを実施。



新制度対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

新制度対象者

上記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4
国立高校等：国10/10

（担当：初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室）



事業趣旨

- 「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）」において、これまで高等学校等就学支援金制度で対象としていた外国籍生徒及び外国人学校の扱いについて、「現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、高等教育の修学支援新制度と同様に「留学等」の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。」とされた。
- その上で、「在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続する。新入生については、従前の制度では支給対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援する」とこととされたことを踏まえ、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して補助する。

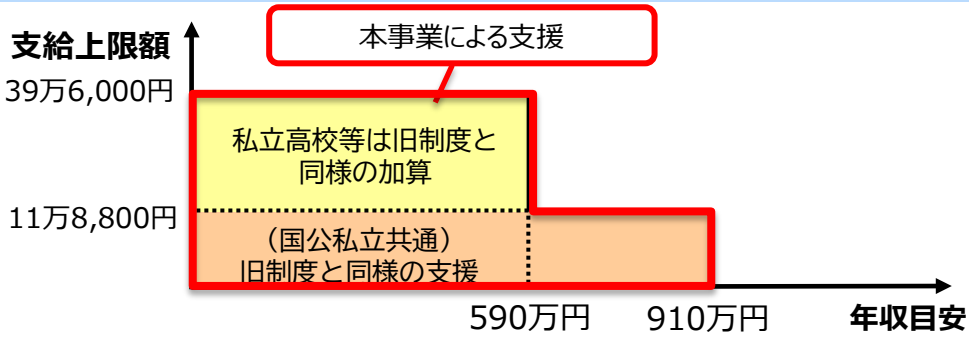
事業内容

- 高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、新制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒に対して、旧制度と同等の水準で、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して所要額の3/4を補助する。（高等学校等修学支援事業費補助金）

①R8年4月以降に入学した生徒

(就学支援金・新制度対象外の外国籍及び外国人学校の生徒) ※留学生除く

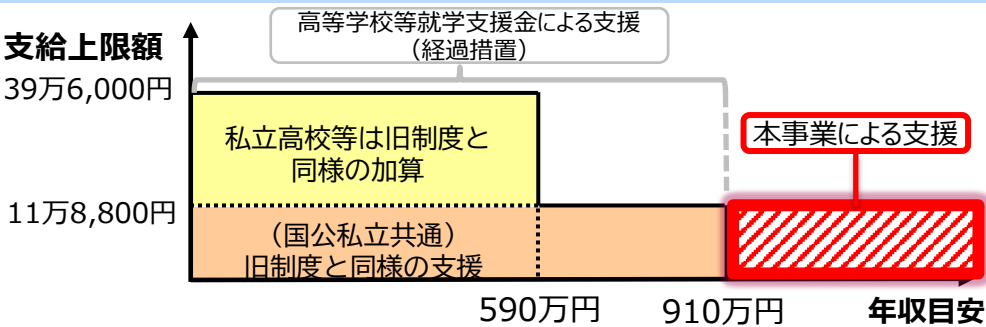
- ◆令和8年4月以降に入学する生徒のうち、就学支援金の旧制度であれば、支給対象となりうる年収約910万円未満世帯の生徒（留学生除く）を対象に、上限39.6万円／年の授業料に係る支援金を支給する場合



②R8年3月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒

(就学支援金対象外で経過措置が適用される外国籍及び外国人学校の生徒) ※留学生含む

- ◆令和8年3月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒（留学生含む）であって、旧制度であれば就学支援金の所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の生徒等を対象に、上限11.88万円／年の授業料に係る支援金を支給する場合



対象校種

旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）

対象者

就学支援金・新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒

補助対象経費

都道府県が行う本事業に要する経費（事務費含む）
※国立高校等は国が事業を実施

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4
国立高校等：国10/10

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和9年度要求・要望額 322億円＋事項要求
(前年度予算額 322億円)



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

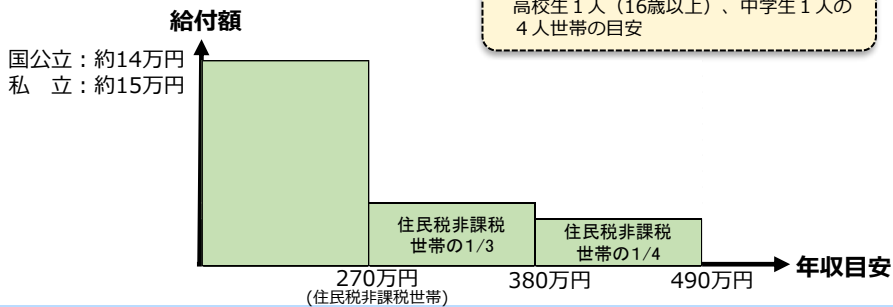
事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

- ◆ 高校生等への修学支援の拡充に関する三党の議論や、第221回国会での就学支援金法及び学校教育法改正の附帯決議等を踏まえ、高校生等の授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金を拡充する。
- ◆ 新たに以下の支援について検討する。
 - ・ **学習者用端末の購入費相当額の支援等**。＜事項要求＞
 - ・ 新入生については、**4月の状況（前年度課税額）で年額を給付する仕組みに改善**し、給付時期を抜本的に早期化。
 - ※ 4月の状況で対象外でも、7月の状況（当年度課税額）で対象となる場合は年額を給付（在校生は7月の状況のみ）。
 - ※ 奨学給付金給付までの間の低所得世帯等の入学準備費用の負担を軽減するため、無利子の生活福祉資金貸付（教育支援資金）・母子父子寡婦福祉資金貸付（就学支度資金等）について、厚生労働省・子ども家庭庁と連携して更なる周知を図る。
 - ・ 令和8年度の対象世帯拡充により増加した都道府県事務費を支援。

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費 など

【参考】

<令和8年度 支援スキーム>



<令和8年度 給付額>

	年収270万円未満				年収270～380万円 (非課税世帯の1/3)		年収380～490万円 (非課税世帯の1/4)	
	生活保護世帯		住民税非課税世帯					
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
全日制等	32,300	52,600	143,700	152,000	47,900	50,670	35,930	38,000
通信制			50,500	52,100	16,830	17,370	12,630	13,030

対象校種

高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1～3年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、海上技術学校
※令和8年度改正前の旧制度であれば対象となる高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯のみ支援対象（給付額はR7と同額）

対象者

日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者。
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者
※令和8年度改正前の旧制度であれば対象となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8.4以降に入学した留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯のみ支援対象（給付額はR7と同額）

補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費（事務費を含む）

実施主体

都道府県

補助割合

国 1/2 都道府県 1/2
※事務費は定額補助

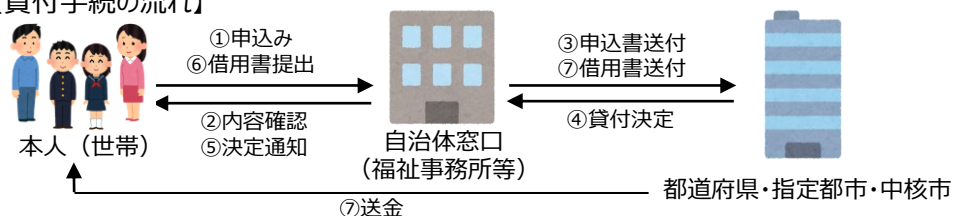
(担当: 初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室)

奨学給付金給付までの間の低所得世帯等の負担軽減に活用可能な制度

<母子父子寡婦福祉資金貸付（就学支度資金等）>

実施主体	都道府県・指定都市・中核市
相談窓口	都道府県、市区町村の福祉担当課又は福祉事務所
目的	配偶者のない女子又は配偶者のいない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進する。
貸付対象	・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）等 ・配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）等 ・寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの）等
貸付限度額	・修学資金 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校に修学させるために必要な資金 ＜国公立高校＞月2.7万円以内（自宅通学）、3.45万円以内（自宅外通学） ＜私立高校＞月4.5万円以内（自宅通学）、月5.25万円以内（自宅外通学） ・就学支度資金 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校の入学に際し必要な資金 ＜国公立高校＞15万円以内（自宅通学）、16万円以内（自宅外通学） ＜私立高校＞41万円以内（自宅通学）、42万円以内（自宅外通学）
その他	【修学資金、就学支度資金】 ・貸付金利子：無利子

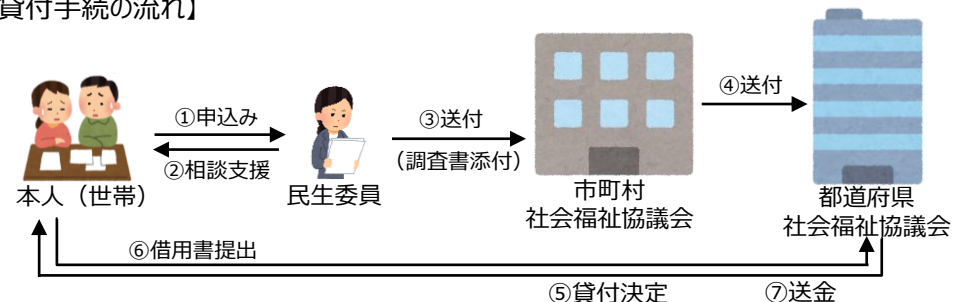
【貸付手続の流れ】



<生活福祉資金貸付（教育支援資金）>

実施主体	都道府県社会福祉協議会
相談窓口	市町村社会福祉協議会
目的	資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立・社会参加の促進等を図り、安定した生活を送ることができるようにする。
貸付対象	【教育支援資金】 低所得世帯：必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税相当）
貸付限度額	【教育支援資金】 ・教育支援費：低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費 ＜高校＞月3.5万円以内 ・就学支度費：低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 50万円以内
その他	【教育支援資金】 ・貸付金利子：無利子 ・他制度優先：都道府県の奨学金や母子父子寡婦福祉資金貸付が優先

【貸付手続の流れ】



※上記の貸付を利用するには、その学校に入学又は在学することを証明する書類（合格通知、入学許可証、在学証明書など）が必要。審査に一定期間を要するため、入学決定後なるべく早く利用したい場合は、入学決定前のなるべく早期に生活福祉資金貸付は市町村社会福祉協議会に、母子父子寡婦福祉資金貸付は福祉事務所等に相談する必要がある。

高校生等奨学給付金に関する附帯決議

■ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和8年3月31日 参議院文教科学委員会）（抄）

政府および関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

九、国際人権 A 規約における中等教育の漸進的無償化条項の趣旨及び教育は未来への投資であることに鑑み、引き続き教育費負担の軽減を図るとともに、恒久財源の確保及び一層の教育予算の拡充に最大限努めること。その際、授業料以外の費用によって、進路選択の幅が狭まらないよう、授業料以外の支援である高校生等奨学給付金において、学習者用端末の購入費を補助できるようにするなど、給付額や対象世帯の更なる拡充を図ること。また、現行制度で支援対象となっている外国籍生徒のうち我が国に定着することが見込まれない者及び外国人学校の生徒に対する予算措置による支援を後退させないこと。

※衆議院文部科学委員会においても同内容の附帯決議が行われている。

■ 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和8年6月9日 参議院文教科学委員会）（抄）

政府および関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十一、新たな負担や格差を生まないよう、高校生等奨学給付金による端末購入支援や家庭の通信環境の整備支援の拡充に取り組むこと。また、転校・進学時の学習履歴の継続性の確保及びネットワーク障害時でも学びが止まらないセーフティネットの構築を行うこと。

※衆議院文部科学委員会においても同内容の附帯決議が行われている。

高校等で学び直す者に対する修学支援

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

6億円
6億円)



文部科学省

背景説明

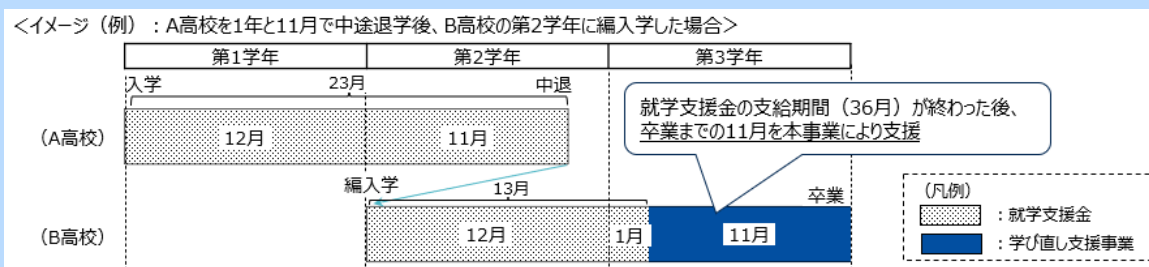
○家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～【新制度】令和8年度～）

- ◆ 高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間後も、卒業までの最長12月（定時制・通信制は最長24月）、継続して授業料に係る支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10／10国負担から1／4の都道府県負担を導入。



①就学支援金・新制度対象者 (日本国籍・特別永住者等)

- ◆ 所得制限なし
- ◆ 337,200円／年を上限として支給

②就学支援金・新制度の対象外となる外国籍又は外国人 学校の生徒（R8.4以降に新たに学び直し支援を受ける者(留学生除く)）

- ◆ 年収910万円未満世帯の生徒等を対象に、118,800円／年を上限として支給
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等を対象に、297,000円／年を上限として支給

③就学支援金・新制度の対象外となる外国籍又は外国人 学校の生徒（R8.3末に学び直し支援を受けていた者(留学生含む)）

- ◆ 世帯年収に関わらず、118,800円／年を上限として支給
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等を対象に、297,000円／年を上限として支給

※主として定時制・通信制高校の学び直し支援2年目を想定。

対象 校種

- ① 就学支援金・新制度対象校
②・③ 旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）

対象者

- ①については就学支援金・新制度対象者、②・③については就学支援金・新制度の対象外となる者
※いずれも高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者で就学支援金の在学期間の要件以外の受給資格を有する者

実施 主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担 割合

公・私立高校等：国3／4、都道府県1／4
国立高校等：国10／10

(担当：初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室)

海外の日本人高校生への支援

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

4億円
4億円)



文部科学省

目標・目的

- 文部科学大臣が認定又は指定する在外教育施設の高等部に在学する生徒が授業料に充てるために必要とする経費を国が補助することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

※ 国の事業として直接実施

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

- ◆ 日本国内の高等学校等の生徒に対して授業料を支援する「高等学校等就学支援金」と同等の支援を在外教育施設の高等部に在籍する日本人高校生にも実施。

※ 補助対象期間は36月（退学して再入学する場合、支給期間を過ぎても最大12月延長して支給）

- ◆ 令和8年度からの高等学校等就学支援金の拡充に合わせて、海外の日本人高校生への支援についても、所得制限を廃止し、支給上限額を45万7,200円に引き上げ。

- ◆ 日本国籍を有する者に加え、特別永住者及び永住者等についても支給対象。

対象校

※ 対象となるのは、文部科学大臣の指定又は認定する以下の在外教育施設

上海日本人学校（中国）、早稲田渋谷シンガポール校（シンガポール）、立教英国学院（英国）、
帝京ロンドン学園（英国）、スイス公文学園（スイス）、慶応義塾ニューヨーク学院（米国）

実施 主体

国

負担 割合

国 10/10

（担当：初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室）

